

福島県地域公共交通計画の変更について

現行の福島県地域公共交通計画「2-2 圏域別の課題」における「(5) 南会津圏域」、「3-2 地域公共交通ネットワークの将来像」における「(2) ⑤南会津圏域の地域公共交通ネットワーク将来像 (イメージ図)」及び「4-2 各事業の内容」における「事業1-1 広域的な地域公共交通に対する継続的な支援【別表】」の「檜枝岐線」について、下記のとおり運行ルートを変更する。

また、現行の福島県地域公共交通計画「3-2 地域公共交通ネットワークの将来像」における「(2) ⑥相双・いわき圏域の地域公共交通ネットワーク将来像 (イメージ図)」について、下記のとおり「双葉・浪江～南相馬線」の実証運行の期間を変更する。

記

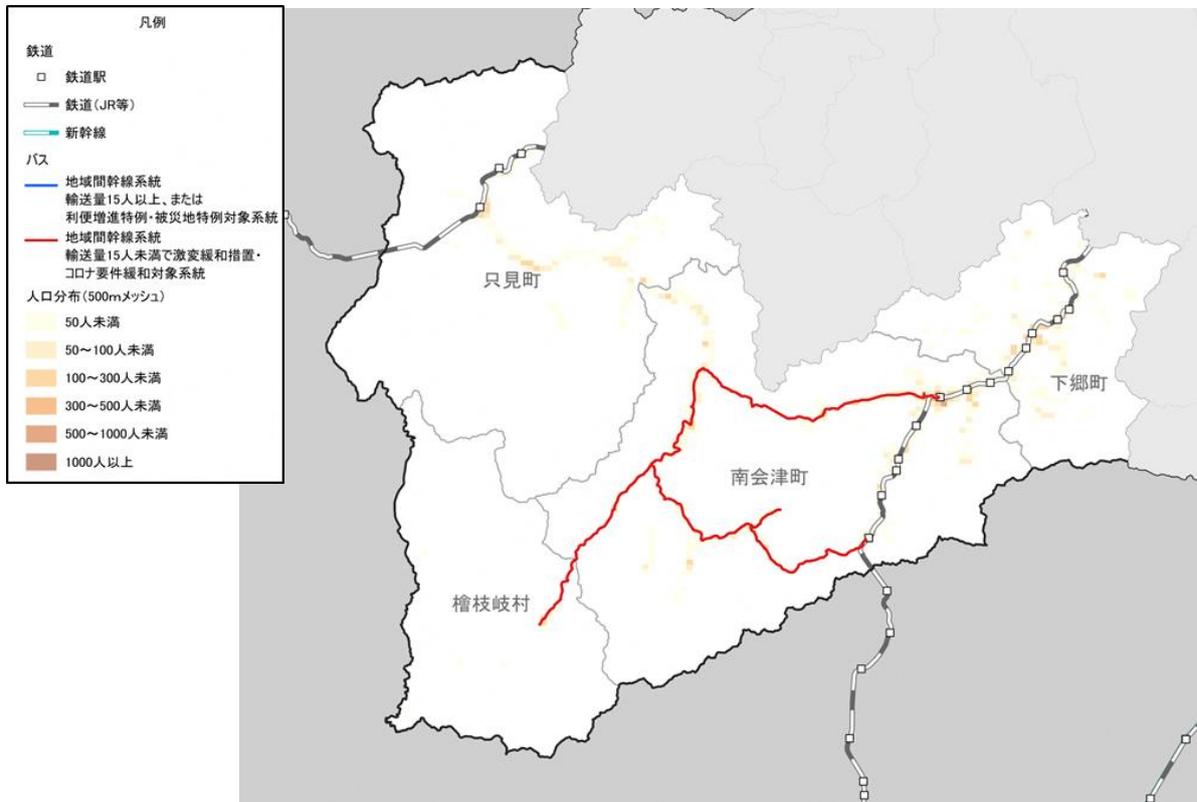
1 「檜枝岐線」運行ルートの変更について

山口・内川線を廃止し、檜枝岐線については、檜枝岐中土合公園前から山口営業所を經由し、会津田島駅まで延伸するように、運行ルートを変更する。

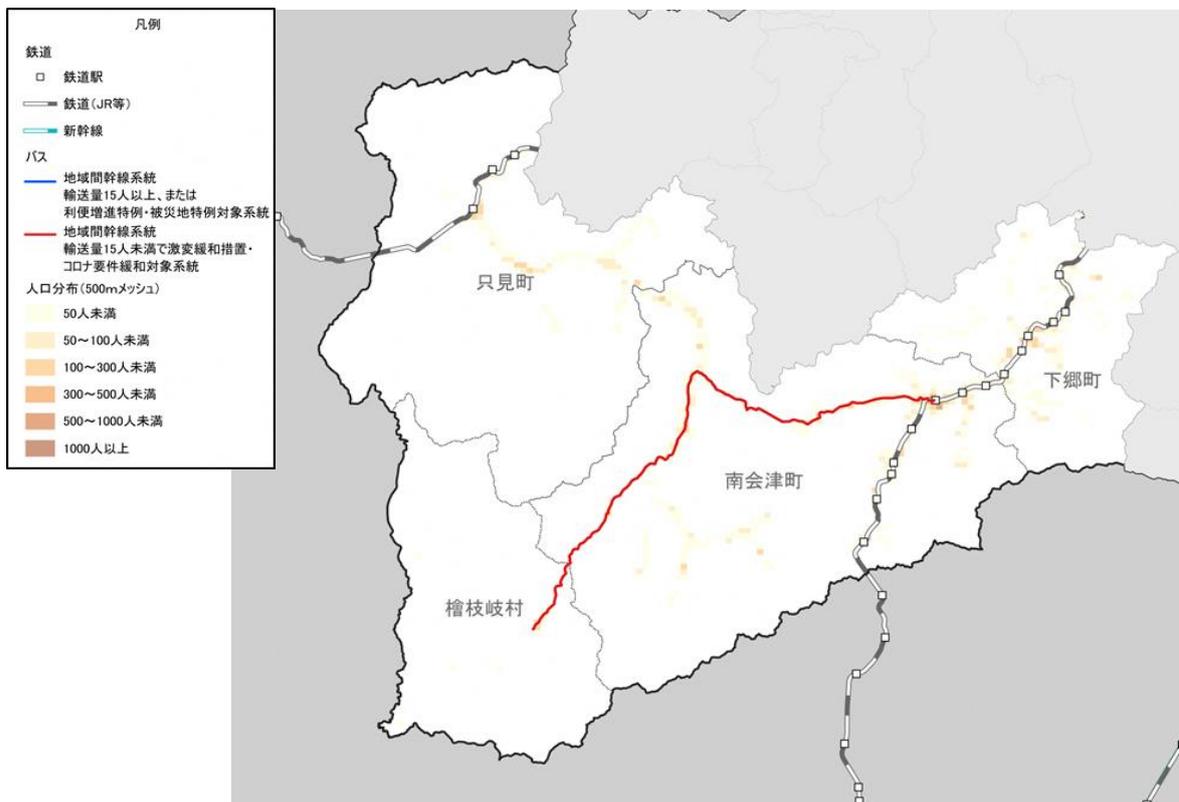
【運行ルートの変更理由】

檜枝岐村民及び南会津町民の生活路線を確保維持するとともに、他の公共交通機関との乗り継ぎや鉄道とのスムーズな接続を行うことによって、利便性向上を図るため。

○運行ルート図
p36
【変更前】



【変更後】



p50
【変更前】



【変更後】



【変更前】

【軸の位置付け等】

| 区分 | 位置付け | 路線名 |
|--------------------------|--|---|
| 圏域間幹線軸 (在来線・ 地域鉄道) | ○隣接する県間、圏域間等との広域的な移動・ 連携を支える軸 ○市町村間等の交流、県民の生活を支え、本県 の活性化を促す重要な役割を持つ幹線軸 | ・JR只見線 ・会津鉄道会津線 ・野岩鉄道会津鬼怒川線 |
| 地域間 幹線軸① | ○国の地域公共交通確保維持事業(地域間幹 線系統確保維持費国庫補助金)を活用して 運行する広域路線バス ○圏域内等の交流や、県民の生活を支える役割 を持つため、将来的にも維持を図る | 檜枝岐線 (幹 会津乗合自動車) |
| 地域間 幹線軸② | ○地域間幹線軸①以外の広域路線バス ○圏域内等の交流や、県民の生活を支える役割 を持つため、事業性や地域の意向等を踏まえ て適切に維持を図る | 山口・内川線、 枝松線、県立南会津病院線 (会津乗合自動車) |

幹:地域間幹線系統



【変更後】

【軸の位置付け等】

| 区分 | 位置付け | 路線名 |
|--------------------------|--|---|
| 圏域間幹線軸 (在来線・ 地域鉄道) | ○隣接する県間、圏域間等との広域的な移動・ 連携を支える軸 ○市町村間等の交流、県民の生活を支え、本県 の活性化を促す重要な役割を持つ幹線軸 | ・JR只見線 ・会津鉄道会津線 ・野岩鉄道会津鬼怒川線 |
| 地域間 幹線軸① | ○国の地域公共交通確保維持事業(地域間幹 線系統確保維持費国庫補助金)を活用して 運行する広域路線バス ○圏域内等の交流や、県民の生活を支える役割 を持つため、将来的にも維持を図る | 檜枝岐線 (幹 会津乗合自動車) |
| 地域間 幹線軸② | ○地域間幹線軸①以外の広域路線バス ○圏域内等の交流や、県民の生活を支える役割 を持つため、事業性や地域の意向等を踏まえ て適切に維持を図る | 山口・内川線 枝松線、県立南会津病院線 (会津乗合自動車) |

幹:地域間幹線系統

p90
【変更前】

| 圏域 | 路線名 | 起点・終点 | 事業者名 | 各路線の役割及び確保・維持の必要性(補助事業活用の必要性) |
|-----|------|-------------------------|-------------|--|
| 南会津 | 檜枝岐線 | 会津高原駅・ 檜枝岐中土 合公園前 | 会津乗合自 動車 | 当該系統は、南会津町と檜枝岐村間を結ぶ唯一のバス路線です。檜枝岐村方面からの通院等で利用されているほか、多客期における会津鉄道会津高原尾瀬口駅からの観光客の移動手段としても重要な役割を有しており、沿線地域の生活や観光振興を図る上で運行の維持が求められます。 |



【変更後】

| 圏域 | 路線名 | 起点・終点 | 事業者名 | 各路線の役割及び確保・維持の必要性(補助事業活用の必要性) |
|-----|------|-------------------------|-------------|---|
| 南会津 | 檜枝岐線 | 会津田島駅・ 檜枝岐中土 合公園前 | 会津乗合自 動車 | 当該系統は、南会津町と檜枝岐村間を結ぶ唯一のバス路線です。檜枝岐村方面からの通院等で利用されていることから日常生活の移動手段としてのほか、会津鉄道会津田島駅からの観光客の移動手段としても重要な役割を有しており、沿線地域の生活や観光振興を図る上で運行の維持が求められます。 |

2 「双葉・浪江～南相馬線」実証運行の期間の変更について

双葉・南相馬系統（令和5年10月から1年間の実証運行として事業を実施）について、福島県避難地域広域公共交通検討協議会における検討・協議結果を踏まえ、利用促進を図りながら実証運行を継続する。ただし、令和6年10月から1年限りの実証運行とする。

【期間の変更理由】

令和6年3月末時点までの利用実績は低調であり、半年間の利用実績のみでは、利用者の傾向が把握しきれない一方で、避難地域（双葉町及び浪江町）の住民が日常生活において広域移動をするための基盤として有意義であると認められるため。

p53

【変更前】

※：双葉・浪江～南相馬線について

道路運送法第21条の規定に基づき、令和5年10月から実証事業として運行を行うもの。令和6年10月以降の取り扱いについては、利用状況等を踏まえ、福島県避難地域広域公共交通検討協議会にて検討を行うものとする。



【変更後】

※：双葉・浪江～南相馬線について

道路運送法第21条の規定に基づき、令和5年10月から実証事業として運行を行うもの。令和6年10月以降の取り扱いについては、**福島県避難地域広域公共交通検討協議会における検討・協議結果を踏まえ、利用促進を図りながら実証運行を継続する。ただし、令和6年10月から1年限りの実証運行とする。**